



みくには
ハートに愛

5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しました。今後も感染拡大のリスクはありますが、ウイズコロナの生活が日常となります。今後は弊社でもセミナー等を復活したいと思っております。宜しくお願い致します。

2023年5月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12 番 20 号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」

が見直されました

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（厚生労働省サイト）から、「労働者の疲労蓄積度チェックリスト（2023年改正版）労働者用・家族用」の「チェックリスト」、「活用ガイド・調査研究報告書」が公表されました。

労働安全衛生法において規定している医師による面接指導については、労働安全衛生規則において、「休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であること」と要件を規定しています。この疲労の蓄積の状況を確認するため、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」および「家族による労働者の疲労蓄積度チェックリスト」（平成16年6月公表。以下「労働者チェックリスト等」といいます。）が中央労働災害防止協会により作成され、広く活用されています。

しかし、作成から15年以上が経過し、働き方改革の推進など働く人々を取り巻く情勢も大きく変化してきたことから、このたび、中央労働災害防止協会において、有識者による検討によりその内容が見直されました。最新の知見等を踏まえ、労働者チェックリスト等について新たに項目の追加等の見直しが行われ、食欲、睡眠、勤務間インターバルに関する項目を追加する等の改正が行われました。

改正後の労働者チェックリスト等は下記をご参照く

ださい。従業員のメンタルヘルス、労働災害防止のためにご活用をおすすめします。

労働安全衛生法

- ・時間外労働 80 時間/月 超
 - &
 - ・疲労の蓄積が認められる者
- 労働者からの申出があったときは医師による面接指導が必要

【中央労働災害防止協会「労働者の疲労蓄積度チェックリスト（2023年改正版）労働者用・家族用」】

https://www.jaish.gr.jp/td_chk/tdchk_menu.html

【同「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（2023年改正版）〔本人用・家族用〕活用ガイド」】

https://www.jisha.or.jp/research/pdf/202304_02.pdf

【同「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリストの見直しに関する調査研究 報告書」】

https://www.jisha.or.jp/research/pdf/202304_01.pdf

労働保険料について

労働保険の年度更新の時期です。3月号でもお知らせ致しましたが雇用保険料の大幅UPがあります。

納付の準備等を宜しくお願い致します。

また、従業員の給与から預かる雇用保険料の料率に変更されているか再度ご確認ください。